

## 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の役割と運営

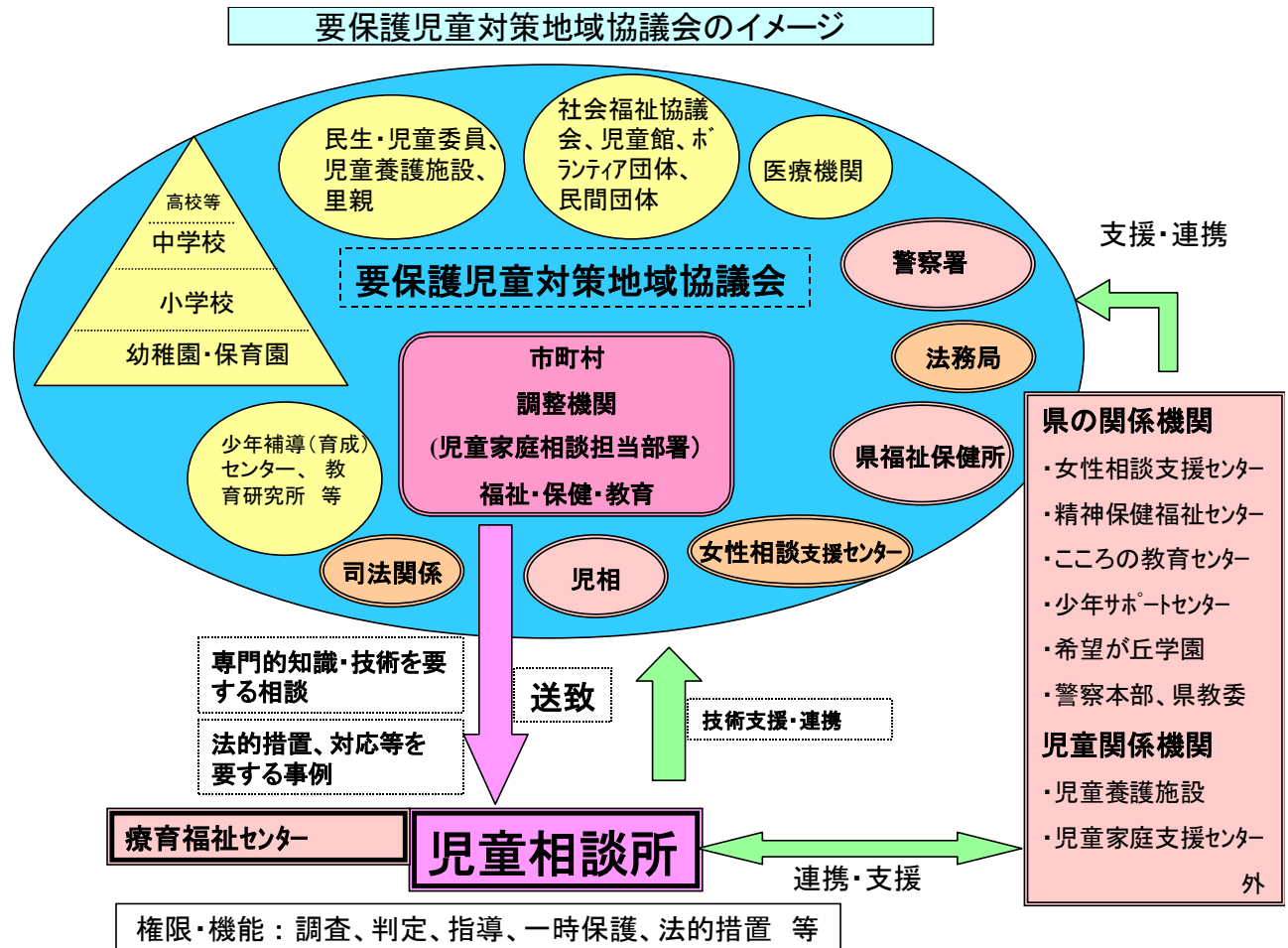
### （１）要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）とは

虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童の早期発見や適切な対応を図るためには、関係機関が当該児童に関する情報や支援についての考え方を共有し、適切な連携のもとで対応していくことが必要です。

この「要保護児童対策地域協議会」（子どもを守る地域ネットワーク）（以下「地域協議会」という。）は、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行うものです。

市町村の児童家庭相談担当部署だけで、全ての要保護児童の支援を行っていくことは困難ですが、この地域協議会を設置し地域の力を活用することにより、多くの関係機関が必要な支援を行えるようになります。

### ◆地域協議会の構成



\* 平成16年の児童福祉法の改正により、平成17年度から地方公共団体は地域協議会を設置することができることとなり、平成19年の児童福祉法の改正により、平成20年度から、設置が努力義務化されました。



#### ④地域協議会の構造

##### ◆標準モデル組織構成（厚労省：市町村児童家庭相談援助指針）三層構造

構成	構成員	目的・協議事項
個別ケース 検討会議	要保護児童等に直接関わりを有している担当者  今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者	<ul style="list-style-type: none"> <li>要保護児童等の状況の把握・問題点の確認</li> <li>援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有</li> <li>ケースの主担当機関とキーパーソン（主たる援助者）の決定</li> <li>現に対応している虐待事例についての危険度や緊急度の判断</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
実務者会議	構成員のうち実際に活動する実務者	<ul style="list-style-type: none"> <li>要保護児童等の実態把握・支援を行っているケースの総合的把握</li> <li>すべてのケースについての定期的な状況のフォロー等</li> <li>主担当機関の確認</li> <li>援助方針の見直し</li> <li>要保護児童対策を推進するための啓発活動</li> <li>地域協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
代表者会議	構成員の代表者	<ul style="list-style-type: none"> <li>実務者会議が円滑に運営整備される為の環境整備など</li> <li>要保護児童等の支援に関するシステムの検討</li> <li>協議会の活動状況の報告と評価</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>

#### ⑤守秘義務と資料・情報の提供

##### ◆守秘義務については、次のように定められています。

- ・児童福祉法第25条の5（秘密保持）

「次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。」

- 一 国又は地方公共団体の機関：当該機関の職員又は職員であった者
- 二 法人：当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者
- 三 前二号に掲げる者以外の者：協議会を構成する者又はその職にあった者

- ・児童福祉法第61条の3（罰則）

「第25条の5の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。」

##### ◆資料・情報の提供、必要な協力等については、次のとおり規定されています。

- ・児童福祉法第25条の3（資料又は情報の提供）

「協議会は、前条第2項（協議会での情報交換、支援の内容の協議）に規定する情報

の交換及び協議を行う必要があると認められるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。」

\* この協力要請は、協議会の構成員以外の関係機関等に対しても行うことができます。

◆個人情報保護との関係は、次のとおりです。

- ・個人情報保護に関する法律第16条第1項

「特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない」

同条第3項 「法令に基づく場合」は適用が除外

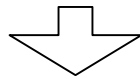
- ・個人情報保護に関する法律第23条第1項

「個人データを第三者に提供してはならない」

同条第3項 「法令に基づく場合」は適用が除外

\* 児童福祉法第25条の3に基づく協力要請に応じる場合は、この「法令に基づく場合」に該当するもので、個人情報保護に関する法律に違反することにはならないと考えられます。

(参考)高知県個人情報保護条例第10条(提供の制限)でも同様に「法令等の規定に基づくとき」は適用が除外されています。



- \* 医師や公務員など、守秘義務が存在することから個人情報の提供に躊躇があった関係者にとっては、地域協議会内であれば、守秘義務に縛られることなく積極的な情報提供ができます。
- \* 民間団体をはじめ、法律上の守秘義務が課せられていなかった関係機関等にとっては、地域協議会の構成員になることにより守秘義務を負うため、情報交換や連携が活発に行えるようになります。

(注意点)

- 1 守秘義務は、構成員及び構成員であった者に課せられているため、構成員の名簿は常に最新のものとし、過去の名簿も保存しておかなければなりません。
- 2 法人格を有さない任意団体からの参加の場合は、個人での参加になります。